

ハローワーク渋谷をご利用の求人者の皆様へ

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について 答申が取りまとめられました

**求人申込の際には、試用期間・研修期間を含め
地域別最低賃金を下回らないようご注意ください。**

求人申込の際には、以下にご留意ください

求人票に記載された「賃金」の下限額が地域別最低賃金を下回る場合

**求人票に記載された「賃金」の下限額が地域別最低賃金を下回った場合、
最低賃金以上の賃金額に変更されるまで求人票の公開を中止します。**

**また、求人申込の際に「賃金」の下限額が地域別最低賃金を下回った場合、
法令違反となるため、求人の受理はできません。**

地域別最低賃金額の改定に伴う求人票の取扱いについて

今後、各都道府県地方最低賃金審議会での審議等を経て、各都道府県労働局長が令和6年度地域別最低賃金額を決定する見通しですが、決定後は、求人票の賃金額変更の手続き等が増加することが予想されます。

(令和6年度地域別最低賃金額改定の目安額については裏面をご参照ください。)

決定(※1)後の令和6年度地域別最低賃金額を踏まえ、求人票の賃金額の変更が必要な場合は、改定後の地域別最低賃金額が発効(※2)するまでに、下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

担当・お問い合わせ先

ハローワーク渋谷スクールコーナー

TEL: 03-3476-8609 (35#)

E-mail:shibuya-school@mhlw.go.jp

(※1) 例年9月頃、官報に公示いたします。
各都道府県労働局ホームページにも掲載いたします。

(※2) 官報公示の30日後に効力が生じます。
発効日は例年10月頃となります。



東京労働局・ハローワーク渋谷

【参考】厚生労働省のプレスリリース



Press Release

令和6年7月25日(木)

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 篠崎 拓也

課長補佐 安藤 弘貴

(代表電話) 03(5253)1111(内線5596)

(直通電話) 03(3502)6757

報道関係者 各位

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について ～目安はAランク50円、Bランク50円、Cランク50円～

本日開催された第69回中央最低賃金審議会（会長：藤村博之 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられましたので、公表いたします。

【答申のポイント】

(ランクごとの目安)

各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク50円、Bランク50円、Cランク50円。

注：都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで6都府県、Bランクで28道府県、Cランクで13県となっている。
(参考参照)

(参考) 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

この答申は、今年の6月25日に開催された第68回中央最低賃金審議会で、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、5回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会にお示しするものです。